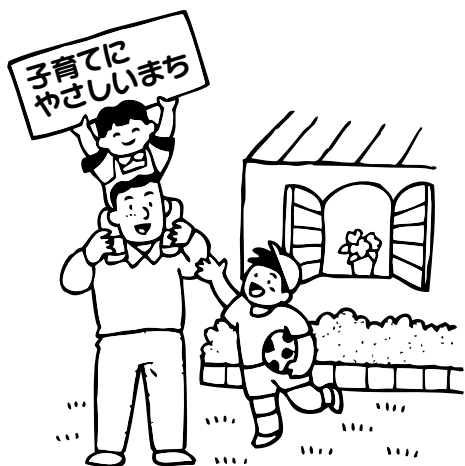


8月3日(月)  
から

# 住まいに対する給付金の 受付を開始します！

建築指導課住宅係 ☎(63)2217



※給付金を受けるには、毎年申請が必要です。期間内の申請がない場合は、給付金を受けることができませんので、支給要件を満たす人はぜひ申請をしてください。

申請期間  
8月3日(月)～12月28日(月)

申請場所  
住宅係窓口  
(市役所新館4階)

市では「出産・子育てにやさしいまち」を目指して、第3子対策事業を実施しています。今回は、「住まいに対する支援」のうち、3つの給付金事業についてお知らせします。

## 3つの給付金の紹介

給付期間など、詳しくは住宅係にお問い合わせください。

	にぎやか家族生活支援	かめ暮らし家族生活支援	いきいき田舎家族生活支援
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年1月1日以降に新築された住宅。(建替えを含む)</li> <li>居住面積60～280㎡の家屋で2分1以上が居住部分であり、独立して居住ができること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年1月1日以降に新築された住宅。(建替えは不可)</li> <li>居住面積50～280㎡の家屋で2分1以上が居住部分であり、独立して居住ができること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年1月1日以降に新築された住宅。(一部建替えを含む)</li> <li>居住面積50～280㎡の家屋で2分1以上が居住部分であり、独立して居住ができること。</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生以下のお子さんが出て、高校生(18歳以下)以下のお子さんを3人以上扶養している人。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2人以上の世帯で県外から本市に定住を希望し、市内に新たに住宅を建設・取得した人。</li> <li>小学生未満の子を扶養する3人以上の世帯で市外から本市に定住を希望し、市内に新たに住宅を建設・取得した人。</li> <li>かつて本市に15年以上居住していた人で本市に定住を希望し、市内新たに住宅を建設・取得した人。</li> </ul> <p>※市外居住者は、2年以上鹿沼市に住民登録のない人。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内にお住まいのシルバー世帯(75歳以上)と同居のために、本市のバリアフリー適合基準を満たす住宅を建設・取得した人。(もともと同居している場合は非該当)</li> <li>西大芦・粕尾・永野地区に地区外から新たに住宅を建設・取得した人。(建替えは不可)</li> </ul>
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が代表名義人で持ち分2分の1以上であること。</li> <li>家族全員が住宅地に居住し住民登録があること。</li> <li>市税等に滞納がないことおよび当該年度の固定資産税、都市計画税を納期までに完納すること。</li> </ul>		
支給額	当該年度に納付した、当該住宅に係わる土地・家屋の固定資産税相当額(上限10万円)		

※これらの給付金は、税法上、市県民税申告または確定申告が必要になります。